

鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱

平成27年7月30日

告示第66号

改正 平成28年3月30日告示第30号

平成31年4月1日告示第54号

令和2年7月16日告示第131号

令和3年3月31日告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに、地球温暖化防止を推進するため、新エネルギー機器等を設置する者に対し、予算の範囲内で鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新エネルギー機器等 家庭用燃料電池システム及び家庭用リチウムイオン蓄電池システムをいう。
- (2) 燃料電池 国が実施する民生用燃料電池導入補助事業における補助対象機器のうち、住宅に設置するものをいう。
- (3) 蓄電池 国が実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入補助事業における補助対象機器のうち、住宅に設置するものをいう。
- (4) 対象システム 燃料電池システム及び蓄電池システムで、一般に販売されている未使用のものをいう。
- (5) 住宅 主に居住を目的とした建物又は小規模店舗等を併設した居住を目的とした建物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に対象システムのいずれかを購入し、設置する者で、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 燃料電池システム

ア 自ら居住する町内の一戸建て住宅に燃料電池システムを設置する者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の燃料電池システム付住宅を購入する者であること。

イ 町税等を滞納していないこと。

ウ 電気事業者と電力受給契約書又は電力系統連系に関する覚書を締結すること。

(2) 蓄電池システム

ア 自ら居住する町内の一戸建て住宅に蓄電池システムを設置する者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の蓄電池システム付住宅を購入する者であること。

イ 町税等を滞納していないこと。

2 対象システムに対する補助金の交付は、1世帯において、燃料電池システム、蓄電池システムそれぞれ1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システム設置費から国の補助金等の収入額を控除した額又は10万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象システム設置工事の着工前又は、対象システム付住宅購入前に鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び補助金額の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、申請者に鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付申請内容を変更しようとするとき又は対象システム設置若しくは対象システム付の住宅の購入を中止しようとする場合は、鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付変更(中止)申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金実績報告書(様式第4号)に必要な書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する書類を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付額確定通知書(様式第5号)により速やかに補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金請求書(様式第6号)による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

(処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象システムを法定耐用年数の期限内において、廃棄、売却等により処分しようとするときはあらかじめ、喪失した場合は速やかに鬼北町新エネルギー機器等処分承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による処分の承認申請があった時は、その内容を審査し、鬼北町新エネルギー機器等処分承認決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 補助金をその他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(協力)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて対象システムに関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日告示第30号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第54号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月16日告示第131号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第38号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付申請書

年 月 日

鬼北町長 様

申請者 住 所 〒 ー

氏 名

連絡先 (電話)

年度鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金の交付を受けたいので、鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

対 象 シ ス テ ム	<input type="checkbox"/> 燃料電池システム <input type="checkbox"/> 蓄電池システム (どちらか1つを選択)		
補助金交付申請額	円 (千円未満は切り捨てる)		
設 置 工 事 費	円 (消費税込み)		
設 置 場 所	鬼北町大字		
工事着工年月日	年 月 日 (予定)		
工事完了年月日	年 月 日 (予定)		
設 置 機 器	メーカー	型式名	発電出力又は蓄電容量
添 付 書 類	(1) システムの仕様書 (2) 工事費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し (3) システム設置場所付近の住宅位置図及び工事着工前の現況写真 (4) システム付きの住宅を購入する場合は、売買契約書の写し (5) 納付状況調査に係る同意書 (様式第1号別紙) (世帯全員) (6) その他町長が必要と認める書類		

燃料電池にあたっては発電出力、蓄電池にあたっては蓄電容量を記入すること。

設置機器の発電出力又は蓄電容量については、小数点以下第3位を四者五入すること。

納付状況調査に係る同意書

私は、新エネルギー機器等設置補助金の交付申請をするあたり、所管課において鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第5条に規定する補助対象者の要件を確認するため、鬼北町町民生活課（照会対象は、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等）及び該当関係課（照会対象は、水道料、保育料、住宅料、住宅新築資金、浄化槽使用料、集落排水使用料等）が保有する町税等の世帯全員の納付状況（滞納の有無）を照会することに同意いたします。

(宛先)
鬼北町長

年 月 日

申請者

住 所

ふりがな

氏 名

鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鬼北町長

年 月 日付けで申請のあった鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金を次のとおり交付する

1 交付金額 金 _____ 円

2 交付条件等

(1) 申請内容を変更又は中止するときは、あらかじめ町長の承認を受けてください。

(2) 補助事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

3 補助金額の確定等

町長は、前項の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に該当すると認めるときは、補助金の額を確定し通知するものとする。

4 補助金の交付等

補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後、申請者の請求に基づき交付します。ただし、この補助金の交付条件に違反したときは、その全額又は一部の返還を命ずることがあります。

補助金を交付しない

(理由記載)

※「鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金」に関する本通知（交付決定通知書）については、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存して下さい。

様式第3号(第7条関係)

鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付変更（中止）申請書

年 月 日

鬼北町長 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更(中止)の理由				
交 付 申 請 額	変更後	円	変更前	円
設 置 工 事 費	変更後	円	変更前	円
工 事 着 工 年 月 日	変更後	年 月 日	変更前	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	変更後	年 月 日	変更前	年 月 日
メ ー カ ー	変更後		変更前	
型 式 名	変更後		変更前	
発 電 出 力 又 は 蓄 電 容 量	変更後	Kw	変更前	Kw

燃料電池にあたっては発電出力、蓄電池にあたっては蓄電容量を記入すること。

発電出力又は蓄電容量については、小数点以下第3位を四者五入すること。

変更箇所のための記入すること。

鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金実績報告書

年 月 日

鬼北町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 事業完了年月日 _____ 年 月 日

3 システム設置概要

項 目	内 容
メ ー カ ー	
型 式 名	
製 造 番 号	
発電出力又は蓄電容量	k w (小数点以下第3位を四者五入)
連系承認電気事業者名	
系統連系承認日	年 月 日
設 置 場 所	1 屋内 2 屋外 (ベランダ含) 3 地下 4 その他

4 添付書類

- (1) システム設置費に係る領収書及びその明細書の写し
- (2) 電気事業者との電力受給契約書又は電力系統連系に関する覚書の写し (契約した場合)
- (3) 竣工検査の試験記録書の写し
- (4) システム設置状況の写真 (全体及びメーカーと型式が確認できる写真)
- (5) その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

鬼北町長

鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金については、
下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金 _____ 円

様式第7号(第11条関係)

鬼北町新エネルギー機器等処分承認申請書

年 月 日

鬼北町長 様

住 所

氏 名

電話番号 ()

鬼北町新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり財産処分の承認を申請いたします。

記

1 受付番号	第 号
2 対象システムの 設置場所	鬼北町大字 番地
3 設置者氏名	
4 処分の方法	売却 廃棄 その他 「その他」については具体的に
5 処分の時期	年 月 日
6 処分の理由 (詳細に記入して 下さい。必要によ り、関係書類を添 付して下さい。)	

※火災自然災害等により処分する場合は、「5 処分の時期」は被災した月日を記入して下さい。

様式第8号(第11条関係)

鬼北町新エネルギー機器等処分承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

鬼北町長

年 月 日付けで申請のあった鬼北町新エネルギー機器等処分承認申請通知書について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

承認申請を承認する

承認申請を承認しない
理由